

計画とは

<位置づけ>
食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、「大阪府食の安全安心推進条例」の規定に基づき、「大阪府食の安全安心推進協議会」の意見を聴いて策定

<計画期間> 2018年度～2022年度までの5年間、必要に応じ見直す

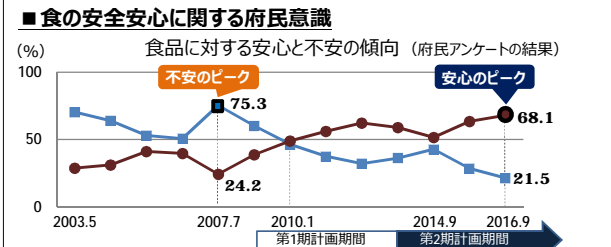
第1章 推進計画改定の基本的な考え方

- 改定の趣旨**
社会情勢の変化に伴う新たな課題を踏まえ、生産から消費に至る各段階で、大阪府における食の安全安心の確保に関する施策を一層推進するため改定
- 目指すべき姿**
条例の基本理念にのっとり、府、食品関連事業者、府民等が責務や役割を理解し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組む

生産から消費までみんなでつなく食の安全 築く安心

第2章 食の安全安心に関する現状と課題

- 社会的な背景と課題**
・大規模食中毒の発生、食品への相次ぐ異物混入事件など
・食品表示法の施行、HACCP義務化の流れ、情報の氾濫など



- 第2期推進計画の成果**
4つの施策の柱を設け、関係部局が連携して47の取組事業を実施
- 重点課題**

新たな制度に基づく表示の適正化の推進
➢ 2015年食品表示法の施行、加工食品及び添加物の経過措置期間は5年間（2020年3月31日まで）

国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進
➢ 2018年を目処にHACCP義務化の法改正、数年後に施行

第3章 食の安全安心の確保に関する施策

第4章 各施策の取組体制

- 施策の推進体制
- 国や地方自治体との連携
- 人材の育成

第5章 資料等

- 施策展開の方向性**
・第2期推進計画の施策の継続を基本
・条例の基本理念を踏まえた4つの施策の柱に13の基本施策を掲げ、52の府及び5の府関連施設の取組事業を展開
・成果目標を設定

食の安全性に不安を感じる府民の割合
21.5%（2016年度）→15%以下（最終目標）

施策の柱

1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
生産から消費に至る各段階において、関係法令に基づき監視指導や検査を行う

2 健康被害の未然防止や拡大防止
健康への悪影響を未然に防止するため情報の収集や試験研究を行うとともに、緊急時に迅速・的確に対応するため危機管理体制を確保する

3 情報の提供の充実
食品の安全安心に関するリスクコミュニケーションや情報の提供により関係者間の相互理解を推進するとともに、府民が自主的に学べる機会の提供や食育の推進を図る

4 事業者の自主的な取組の促進
生産者、事業者が行う食の安全安心確保のための自主的な取組を支援する

- 基本施策**
- ・事業者の責務や府民の役割を明確化
➢ 事業者・府民の取組ポイントとして記載
 - ・**重点施策**を設定 **重点**

■基本施策と取組ポイント

個別の取組事業
府の取組ポイント／囲み数字
府関連施設の取組ポイント／○

●数値目標を設定した事業（第2期推進計画と比較して）
★追加した事業
◆充実させた事業

基本施策

- (1) 監視指導
 - ①大阪府内産農産物の安全安心確保
 - ②畜産物の安全対策●
 - ③O157等人と動物の両方に感染する病気の保有状況調査★
 - ④鳥インフルエンザのサーベイランス●
 - ⑤養殖生産安全対策●
 - ⑥大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導●
 - ⑦と畜場・大規模食鳥処理場における食肉等の安全確保★
- (2) 食品等の試験検査
 - ⑧大阪府内産農産物の安全安心確保
 - ⑨貝毒の監視
 - ⑩養殖生産安全対策●
 - ⑪大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査●
 - ⑫農畜水産物の生産過程における安全性の確保
 - ⑬無承認無許可医薬品に係る医薬品成分検査●
- (3) 新たな制度に基づく表示の適正化の推進 **重点**
 - ⑭食品表示の適正化の推進◆
 - ⑮健康食品関係施設への監視指導
 - ⑯米のDNA品種判別検査による表示内容の確認
 - ⑰食品表示ウォッチャー兼推進員制度の推進●★
 - ⑱新たな食品表示制度の普及啓発◆◆

(1) 情報の収集及び調査研究

- ⑲食品に関する相談の受付
- ⑳食中毒原因物質や化学物質などの食品への汚染実態調査
- ㉑食品監視指導のための調査研究★
- ㉒食の安全に関する研究の推進

(2) 自主回収報告制度

- ㉓自主回収報告制度

(3) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保

- ㉔食中毒発生時の調査体制の整備
- ㉕災害発生時の体制の整備★
- ㉖健康食品等による健康被害相談への適切な対応
- ㉗貝毒発生時の体制の整備
- ㉘BSE発生時の体制の整備
- ㉙鳥インフルエンザ発生時の体制の整備
- ㉚大阪府食の安全安心推進委員会の開催

(4) 健康被害の拡大防止のための情報の公表

- ㉛健康被害の拡大防止のための情報の公表

(1) リスクコミュニケーションの促進

- ㉜リスクコミュニケーションの実施●
- ㉝食品衛生監視指導計画策定時の意見募集
- ㉞府民ニーズの把握

(2) 正確で分かりやすい情報の提供

- ㉟ホームページ及びメールマガジン等による情報提供●
- ㊱食中毒予防啓発キャンペーンの実施
- ㊲行政、企業等の主催するイベントでの情報発信
- ㊳食品安全に関する情報発信

(3) 学べる機会の提供

- ㊴食品衛生講習会等の開催●
- ㊵消費者団体等の活動内容の発表
- ㊶学校関係者に対する食物アレルギーの研修の実施★
- ㊷第3次大阪府食育推進計画に基づく食育の推進

(1) 生産段階における支援

- ㊸農業安全使用講習会の実施
- ㊹大阪府農業管理指導士の育成・研修の開催●★
- ㊺農産物の安全安心を守る研究と技術的支援★
- ㊻畜産の安全対策の普及★
- ㊼養殖場等に対する魚類防疫に関する講習会の実施
- ㊽大阪e農産物認証制度の推進●

(2) 国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進 **重点**

- ㊾環境農林水産技術支援のためのセミナーの開催
- ㊿農林水産業、畜産業、農産加工等に係る技術相談等の対応
- ①食品関連実験室の活用

(3) 顕彰の実施

- ②HACCPの導入支援◆◆
- ③食品衛生に関する知識習得の支援◆
- ④大阪版食の安全安心認証制度の推進●◆◆
- ⑤食品衛生指導員制度への支援
- ⑥大阪府食の安全安心顕彰制度に基づく顕彰◆
- ⑦食品衛生関係優良施設等の表彰